

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	桶川市大字下日出谷字高井九二五番五 一 地先から同市大字下日出谷字高井九 二五番四五地先まで	区 間
二二・〇〇〇～二六・三〇	二二・〇〇〇～二七・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
六〇・五〇		延 長 (メートル)
		備 考